

明治大学大学院商学研究科 修士学位取得のためのガイドライン

【本研究科で授与する学位】

商学専攻 修士（商学） Master of Commerce

【修士学位請求の要件】

在学期間

本研究科博士前期課程（修士課程）に2年以上在学し、所定の研究指導を受けていること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士前期課程（修士課程）に1年以上在学すれば足りるものとする（要修業年限短縮申請）。

単位要件

(1) 修了要件

ア 本研究科の博士前期課程においては、32単位以上を修得しなければならない。

イ 本研究科の授業科目の中から専修科目を選定し、その12単位（講義4単位、演習8単位）を必修するものとする。

ウ 専修科目以外の授業科目から、20単位以上を修得しなければならない。

エ 前項の履修単位のうち8単位までは、他大学院及び他研究科（専門職学位課程を含む。）の授業科目の単位を含めることができる。

オ 指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。

(2) 上記に定める単位を修得し、その成績が平均「B」（2006年度以前の入学者は「良」）以上の者。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ているものとする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導

入学時に決定している指導教員が研究指導の責任を負う。

指導教員による必要な研究指導を受けたうえ、専修科目によって修士学位請求論文を作成する。

(1) 1年次の4月に、指導教員の助言に基づき、修士学位請求論文作成のための研究計画を立てる。

(2) 1年次の終わりまでに、中間発表を実施する。教員、大学院生の意見を研究に反映させるとともに、指導教員が必要と認めれば、研究計画の修正・見直しを行う。

(3) 2年次の11月を目途に、最終発表を行い、論文の改善をはかる。

【修士論文に求められる要件】

修士論文は、広い視野を持った精深な学識と専攻分野における研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力が認められるものでなければならない。

【学位審査の概要】

指導教員による承認

修士学位を請求しようとする者は、修士論文提出要件を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が修士学位請求に十分な水準であるとの判断をした

場合に、論文を提出することができる。

研究科委員会での受理

研究科委員会は、学位請求論文に対して受理を決定し、主査 1 名及び副査 2 名以上（副査には他研究科・他大学等の研究者を選定することがある）の審査委員を選出する。

審査委員による面接試問

- (1) 審査委員は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。
- (2) 面接試問は論文提出年度の 2 月上旬に実施する。

研究科委員会の合否判定

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ合否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者には、修士学位が授与される。

修士論文の閲覧制度について

本学では、大学で保管する修士論文について、本学大学院学生の教育・研究に役立てるため、本学大学院学生による閲覧を許可していますので、予めご了承ください。